

一般社団法人岩手県社会福祉士会
2025年度 第3回理事会 次第

○日 時：2025年10月11日（土）13:00～15:30

○会 場：Web（ZOOM ミーティン）同時開催

中野事務所：銀河ルーム

<次 第>

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 理事会成立報告
4. 議長選出
5. 報告事項

(1) 定款第21条3項による職務執行状況

ア 定款第21条3項による職務執行状況、事務局運営の進捗

- ・ 東北・北海道ブロック連絡協議会 8/2
- ・ 自治体社会福祉士の会 8/23
- ・ 2025 日本社会福祉士会都道府県会長会議について 9/6～7
- ・ ニュースレター第140号の発行について
- ・ 2025 自殺予防ソーシャルワーク研修 10/4
- ・ 事務局員のパート採用について
- ・ 令和7年度士業連絡会について
- ・ 日本地域福祉学会第40回（岩手大会）実行委員会の委員推薦について

イ 各理事（委員会・ブロック）からの情報提供

ウ その他

6. 協議事項

(1) 岩手日報「暮らし」面の連載寄稿について

(2) 岩手県犯罪被害者等支援連絡会の参画について

(3) 会員の処分の見直しについて

(4) ぱあとなあ岩手の安定的な運営体制の構築に向けて（提案）について

(5) 第四期中期計画の策定について

(6) 特別研修の企画について

(7) ニュースレター第141号「新年特大号」の編集について

(8) 東北・北海道ブロック社会福祉士研究大会（郡山）の周知と参加について

(9) その他

- ・ 山岸和敬荘閉所に伴う書類の整備及び管理について

7. 議決（承認）事項

(1) 会員の入会退会の承認について

(2) 公益目的計画の収支変更について

(3) その他

8. その他

9. 閉会

<今後の職務執行予定>

- ・ 10月23日(土)～24(日) 東北・北海道ブロック社会福祉士研究大会（郡山）
- ・ 10月18日(土) ぱあとなあ人材育成④
- ・ 10月18日(土) 特別研修「薬物依存からの回復とソーシャルワーク」（銀河ルーム）
- ・ 10月25日(土)～26(日) 東北・北海道ブロック社会福祉士研究大会（郡山）
ぱあとなあスキリアップ研修③
- ・ 11月14日(金) 第78回岩手県社会福祉大会（トーサイクラシックホーム岩手）
- ・ 11月21日(金) R7年度士業連絡会（メトロポリタン）
- ・ 11月23日(日) ぱあとなあ連絡協議会（東京）
- ・ 12月6日(土) ぱあとなあスキリアップ研修③ SSW：NW会議⑤
- ・ 12月11日(木)～12(金) 障がい者虐待対応研修
- ・ 1月10日(土) 第4回理事会（銀河ルーム）

(3) 会員の処分の見直しについて

2025.10.11 第3回理事会説明用

戒告処分を受けたばあとなあ会員による不正受領事案 対応経過について

1. 概要

第2回理事会（7月12日）で中部ブロック会員の戒告処分（6月26日）にかかる経過は報告済みですが、新たに後見人に受任したばあとなあ会員からの情報により戒告処分を受けた会員（以下、被処分会員）が受任期間中に被後見人の口座から交通費を不正に引き出していた疑いが発覚しました。

その後の事実調査、家庭裁判所との連携、および不正受領額の確定・返還請求に至った一連の対応についての経過は以下のとおりです。

2. 経過と不正受領の事実確認経過

日付	出来事	詳細
8月30日 (土)	不正の疑い発覚	後任の後見人からの連絡により、引継ぎ書類の不足（繰越前の通帳がないなど）と、面会していない期間の交通費引き出し（口座からの不正出金）の疑いが判明。
9月2日 (火)	初期書類確認	後見人、会長、ばあとなあ委員長が県士会事務局にて後見人が家裁で謄写してきた通帳等の書類を確認。繰越前の通帳から、面会していない期間の交通費（19,000円）の引き出しを確認。不正受領の可能性を正副会長会議メンバーに報告。
9月3日 (水)	家裁への相談	ばあとなあ委員長が家裁書記官に相談し、「県士会で〇〇氏に聴取し、ご本人に返金することでよい」との指示を得る。
9月8日 (月)	対応方針決定	正副会長会議を開催。早期に被処分会員から事情を聴く機会を設け、対応担当者を事務局長・ばあとなあ委員長・中部ブロック運営委員とした。
9月10日 (水)	被処分会員への聴取（第1回）	被処分会員と面談し、不正受領の疑いを伝え、過去の通帳3冊と記録関係を預かる。
9月17日 (水)	被処分会員への聴取（第2回）・事実照合	会員提出のケース記録と通帳を照合し面会状況を確認。被処分会員はR4年以降の面会不実施を認めたが、それ以前は曖昧であったため、事業所およびご本人への確認を行うことを通告した。
9月19日 (金)	事実の確定	ご本人が利用する事業所の施設長に電話で確認した結果、入所後の面会はR3年4月とR7年6月の計2回のみであったことが確定。不正受領の期間と金額が特定される。
9月22日 (月)	家裁の指示受領	家裁担当書記官に不正金額確定を報告。裁判官の報告を経て、「後見人の了解を得た上で、返還手続きを進めてよい」との指示を得る。
9月22日 (月)	被処分会員への最終通告	被処分会員に電話で調査結果と不正受領額を伝え、家裁からの返還指示を通告。被処分会員は返還に応じる意向を示す。
10月1日 (水)	被後見人への説明	ご本人のかかりつけ病院を会場に、関係者同席のもと、ご本人に対し不正受領の経緯、金額、一括返還の方針を説明。ご本人より「〇〇さんは怪しいと思っていた」「通帳を見せてもらえなかった」との発言があった。
10月2日 (木)	請求書発送決定	会長に相談し、会長とばあとなあ委員長の連名で10月10日を納付期限とする請求書を速やかに発送することを決定。

3. 今後の対応

- (1) 不正受領額の確定と回収：被処分会員による面会を伴わない交通費の不正受領は令和1年から6年間に渡り、合計374,480円と確定しました。家裁の指示に基づき、10月3日に請求書を速達（書留）にて郵送し、納付期限を10月10日として返還を請求しました。
- (2) 専門職としての責任：本件は、横領であり専門職としてあるまじき行為です。被後見人はじめ関係者の信頼を大きく損ねました。被処分会員に対してさらに厳正な処分を速やかに検討・実施する必要があります。
4. 再発防止：報酬以外に交通費等の事務費を受領しているかどうかを定期報告に追加できないか等を検討します。

2025年10月 3日

様

会員番号: -

(一社)岩手県社会福祉士会 会長 坂口 繁浩
ばあとなあ岩手 運営委員長 白畑



被後見人からの旅費不正受領にかかる返還について

2025年6月26日、「権利擁護センターばあとなあ岩手名簿登録規程」第9条(活動状況の把握・活動報告)について、岩手県社会福祉士会懲戒規則第4条、日本社会福祉士会懲戒基準規程第3条9により、懲戒処分を行ったところである。

その後、ばあとなあ活動期間中に被後見人 〇 様の財産から旅費が不正に受領されていることが判明した。

盛岡家庭裁判所花巻支部の担当書記官との調整により、不正に受領された金額は下記のとおりである。

不正に受領された金額を下記により返還すること。

記

1. 不正に受領された金額

金額 374,480円 (明細は別紙のとおり。)

※振込手数料は振込者負担とする。

2. 返還方法

下記口座に振り込むこと。

【振込先】

金融機関:岩手銀行 : 支店

口座番号:(普通)12

口座名義:〇 〇(〇)

3. 返還期限

2025年10月10日(金)

4. 不正受領にかかる追記

2025年6月26日に「戒告処分」としたが、不正受領が判明したことから日本社会福祉士会綱紀委員会、当会理事会で追加の処分を調整していることを申し添える。

<別紙>

被後見人からの不正受領額の内訳

2025.10.3

年月日		岩手銀行口座からの受領額	現金での受領額
令和1年	2019.12.30	37,000	380
令和2年	2020.4.20	21,000	360
	2020.9.27	16,000	20
	2020.12.13	16,000	20
令和3年	2021.3.21	16,000	20
	2021.7.11	10,680	0
	2021.10.10	15,000	0
	2021.12.23	16,000	0
令和4年	2022.3.29	16,000	0
	2022.6.28	16,000	0
	2022.10.15	16,000	0
	2022.12.30	16,000	0
令和5年	2023.4.11	16,000	0
	2023.7.7	16,000	0
	2023.10.6	16,000	0
	2023.12.17	19,000	0
令和6年	2024.4.25	19,000	0
	2024.7.20	19,000	0
	2024.10.29	19,000	0
令和7年	2025.2.23	19,000	0
	2025.4.24	19,000	0

373,680

800

合計額

374,480